洲本市地域クラブ活動に関するQ&A

部活動の地域移行に向けて、よくあるご質問をまとめました



No	質問	回答
1	なぜ学校の部活動を地域移行するのですか？	少子化による生徒数の減少や、喫緊の課題となっている教職員の働き方改革の観点から、学校部活動の維持・継続は困難な状況となっています。そのため、持続可能で多様なスポーツ・文化芸術活動の環境を地域全体で支える仕組みへ移行するものです。
2	洲本市の部活動地域移行はいつから始まりますか？	洲本市では、令和9年3月31日をもって現在の学校部活動を終了し、令和9年4月から「洲本市地域クラブ活動」を本格的に開始する方針です。なお、令和8年度中に要件を満たした一部の部活動については、段階的に先行実施による地域移行を検討することとしています。
3	なぜ令和９年４月に地域移行するのですか？	市内の学校規模の縮小などにより、生徒が希望する活動の維持が困難であること、教職員の働き方の見直しが喫緊の課題であること等を踏まえ、校区に縛られずに参加できる地域クラブ活動を早期に推進していく必要があると考えています。関係する多くの方々からもご意見をお伺いした上で、令和９年４月という期限を設定させていただきました。
4	学校部活動はすべて終了するのですか。	はい、令和9年3月31日までに洲本市における学校部活動はすべて終了します。
5	洲本市地域クラブ活動とはどのようなものですか。	洲本市では、「青少年の健全育成の趣旨を踏まえ、希望する洲本市内に在住、在学の中学生が参加できる、地域の幅広い団体等による多様な学校教育外の自主的な活動」を地域クラブ活動と定義しています。営利、非営利を問わず、既存の塾やピアノ教室なども含め、中学生が参加できるほぼすべての活動が洲本市地域クラブ活動に該当します。（※認定は非営利に限ります）
6	「認定地域クラブ活動」と「その他の地域クラブ活動」の違いは何ですか？	洲本市教育委員会が定める一定の要件を満たし、教育委員会が支援を行うために認定した団体を「認定地域クラブ活動」と呼びます。認定を受けないものの、生徒が活動を行う自主的な団体を「その他の地域クラブ活動」と区分します。
7	市内のどこにどんな地域クラブがあるのですか？	活動種目・種別や活動場所を含めた地域クラブ活動一覧を、市のホームページを通じて公開し、更新していくことにしています。 今後、各地域クラブへの連絡がとれるように、記載内容の追加、充実を図っていく予定です。
8	現在の学校部活動がそのまま地域クラブ活動に移行されるのですか。	現在の学校部活動が、そのまま地域クラブ活動に移行するものではありません。学校部活動終了後は、地域クラブ活動を含めた「やりたい活動」を生徒自身が主体的に選択し、参加するための手続きなども各参加者で行ったうえで、活動に参加いただくことになります。

洲本市地域クラブ活動に関するQ&A

部活動の地域移行に向けて、よくあるご質問をまとめました



2ページ

No	質問	回答
9	地域クラブではどのような人が指導を行いますか？	地域の多様な人材（スポーツ指導者、文化芸術活動関係者など）が指導を行います。また、教職員が希望すれば地域の指導者として指導することもあります。なお、認定を求める地域クラブ対しては指導体制や危機管理体制の充実を図ることを求め、市のガイドラインとして周知していく予定です。
10	誰が参加できますか？洲本市外の生徒も参加できますか？	洲本市地域クラブ活動の方針では「島内全域を参加者の範囲とすることが望ましい」としています。同様に中学生に限らず、幅広い年代の方が参加可能なクラブとすることも可能になっています。ただし、参加する生徒の保険料支援の対象者は洲本市内に在住または在学する中学生を対象としていることにご注意ください。
11	クラブ活動の曜日や時間はどのように決まりますか？	活動時間は各運営団体・実施主体が適切に定めます。ただし、生徒の健全な成長や負担軽減の観点から、「週あたり最大11時間程度を目安とし、休養日を週当たり2日以上設けることが望ましい」としています。
12	地域クラブへの入会は、年度の途中からでも可能ですか？	原則として可能ですが、各クラブの受け入れ可能な人数や指導者の配置状況、安全面の配慮等により、団体ごとに途中入会の可否や条件や状況が異なる場合がありますので、具体的には各団体へ直接ご確認ください。
13	複数の地域クラブに掛け持ちで入会することはできますか？	可能です。学校部活動の枠組みがなくなるため、個人のスケジュールや体調に無理のない範囲であれば、複数の異なる種目のクラブに所属して活動することができます。ただし、各クラブへの会費はそれぞれに必要となることに注意してください。
14	市外へ転校した場合でも、元の地域クラブに残って活動を続けることはできますか？	原則として可能です。洲本市では参加者の範囲を「島内全域とすることが望ましい」としており、市外在住者の参加を妨げていません。ただし、定員超過などの理由で「市内在住・在学者を優先する」という独自の規約を設けている場合は、各クラブの判断に従うことになります。
15	大会等への参加や運営はどのようになるのですか。	大会等への参加は各地域クラブの判断になりますが、必ずしも参加する必要はありません。なお、大会等に参加する場合は、大会主催者が定めるルールや参加要件等に基づくことになりますので、事前にご確認いただく必要があります。また、大会主催者から大会運営への協力を要請される場合もあります。
16	クラブの活動場所への移動手段や送迎のサポートはありますか？	移動手段は、自転車や既存の公共交通機関、保護者による送迎など、各参加者（家庭）での対応が原則となります。地域移行に伴う新たな移動手段（送迎バスの運行など）は現在想定していません。

洲本市地域クラブ活動に関するQ&A

部活動の地域移行に向けて、よくあるご質問をまとめました



3ページ

No	質問	回答
17	費用負担はどのようになるのですか。	地域クラブ活動の費用負担については、受益者（参加者）負担が基本になると考えています。誰もが参加しやすいように低廉な会費等が望ましいと考えていますが、各地域クラブにおいて、継続的に活動していくために必要な会費等を適切に定めていただくことになります。
18	活動中は保護者が練習を見学したり、付き添ったりしなければなりませんか？	適切な指導体制の元、安全管理がなされていれば、保護者の付き添いがなくても活動は成立しますので必ずしも必須ではありません。ただし、幼児や低学年の児童が一緒に活動するクラブや、緊急時の対応など、各家庭とクラブの間で連絡が取れる状態にしておく必要があります。
19	学校は、生徒がどの地域クラブに所属しているかを把握しているのですか？	学校教育課と学校の連携により、児童・生徒の見守り（健全育成への寄与）の一環として、必要に応じた情報共有や積極的な活動状況の確認が行われる予定です。 ただし、部活動のように担任や顧問が地域クラブへの出席状況を管理することはありません。
20	中体連の大会に地域クラブで出場する場合、学校の先生が引率するのですか？	いいえ。地域クラブとして大会に出場する場合、引率や監督、手続きなどはすべて地域クラブの指導者や保護者が担うことになります。 学校の先生が業務として引率することはありません。
21	定期考査の前や期間中は、地域クラブの活動はお休みになりますか？	学校部活動ではテスト前の活動休止期間が定められていましたが、地域クラブは学校外の自主活動となるため、休止するかどうかは各団体が判断することになります。 洲本市としては、引き続き生徒の学業への配慮を周知していきます。
22	高校生になっても、同じクラブで活動を続けることはできますか？	各地域クラブの活動方針によります。洲本市の方針では「中学生に限らず、幼児・児童や大人も一緒に参加・所属対象とすることができる」とされているため、高校生の継続参加を認めている団体であればそのまま活動ができます。
23	今後どのように地域移行を進めていくのですか。	地域クラブ活動事前登録団体募集（３次募集）を実施中です。（活動の概要把握と団体等との連絡体制構築を主目的としたもの）生徒がやりたい活動等に主体的に参加できる機会を創出するため、できる限り多くの選択肢を確保したいと考えています。ぜひ応募いただきますようお願いいたします。
24	地域クラブに関する情報はどのように周知されていくのですか？	児童・生徒への情報発信は各小中学校の協力を得ながら周知していく予定です。また、地域クラブ活動の皆様への連絡については、事前登録済みの連絡先や市のホームページ、各種会合などで発信していきます。

洲本市地域クラブ活動に関するQ&A

部活動の地域移行に向けて、よくあるご質問をまとめました



4ページ

No	質問	回答
R8.7.3 追加 25	現在、部活動で使用している物品等を地域クラブ活動に使用するために譲ってもらうことはできますか。	学校備品を特定の団体等に譲渡することは非常に難しく、洲本市地域クラブ活動の制度において、学校備品を販売・譲渡することは想定していません。 なお、認定地域クラブ活動に対する、一部学校備品の無償貸与制度を検討中ですので、認定地域クラブへの申請を検討されている地域クラブの皆様におかれましては制度の公表をお待ちください。
26	地域クラブ活動のために備品の貸与を受けたい場合、色々な学校から貸与を受けて必要数を確保することは可能ですか。	【検討中】 認定地域クラブへの支援制度検討中ですので、制度確定後の公表をお待ちください。
27	活動する中学生の保険はどのように対応すべきですか。	【検討中】 認定地域クラブへの支援制度検討中ですので、制度確定後の公表をお待ちください。 ※先行実施に係る制度と令和９年４月以降の制度は異なる可能性があります。
R8.7.24 追加 28	「洲本市認定地域クラブ」として認定されていない、民間のスクール等に通うことはできないのですか。	選択は自由ですので、認定を受けていない「その他の地域クラブ活動」や一般の習い事への参加も自由です。 一方、認定地域クラブは市が定めた一定の要件を満たすよう努めている団体等ですので、参加する活動を選ぶ際にはぜひ参考にしてください。
29	年度途中で別の地域クラブへ移籍（転部）することはできますか？	可能です。学校の部活動とは異なり、移籍に関する一律の制限はありません。ただし、移籍先のクラブが定員に達している場合や、競技連盟等の規約（例：同一年度内の大会出場制限など）がある場合は活動に制約が生じる場合があります。また、退会や入会の手続きは各クラブに対して個別にお問い合わせください。
30	地域クラブ登録団体の募集は今後も継続されますか？	~~今後も登録制度は継続する予定ですが、認定制度の公表及び運用開始に伴って、登録の名称や仕組みは変更される可能性があります。詳しくはホームページでご確認ください。~~⇒Ｐ５の32番へ
31	今までの部活動にあった種目の受け皿はすべて用意されるのですか。	指導者の確保や活動場所の条件などから、すべての部活動に受け皿を用意するのは厳しいのが現状です。市では地域と連携しながら、子供たちの活動機会を確保できるよう努めていきます。ご希望の種目を指導できる方が、おりましたら、声かけいただくなど協力をお願いします

洲本市地域クラブ活動に関するQ&A

部活動の地域移行に向けて、よくあるご質問をまとめました



5ページ

No	質問	回答
32 (R8.11.6 追加)	事前登録（第３次募集）が終了しましたが、第4次募集の予定はありますか	令和８年10月30日現在で事前登録（第3次募集）は終了しました、なお、令和９年の正式スタートに向けて、登録をご希望の方はしばらくお待ちください。詳細が決まり次第お知らせします。
33	これから地域クラブに参加しようと思っている児童生徒は何を見ればいいのですか。	令和８年12月10日にホームページ、れんらくーる、チラシ等で認定地域クラブ（認定予定含む）の一覧を公表します。その後地域クラブの見学会や体験会など、実際に地域クラブに触れることができる機会が用意されますので、判断の参考にしてください。
34	各クラブの見学会や体験会はありますか？	12月10日以降で各地域クラブの見学会、体験会が実施される予定です。また、教育委員会でも1月下旬に地域クラブを集めた体験会を開催する計画です。
35	地域クラブ所属でも中学校体育連盟の大会や文化部のコンクールに出場できますか？	認定地域クラブとして認められることなど、大会が求める参加資格を満たし、必要な登録・手続きを行えば出場可能です。 詳しくは中学校体育連盟、その他各種大会・コンクール運営団体の情報をご確認ください。
36	学校の施設（体育館や運動場など）は地域クラブでも使えますか？	学校教育に支障がない範囲で利用可能です。現在、地域クラブのスタートに向けて令和９年度の利用調整を実施するとともに、各校で貸し出しが可能な備品について一覧を作成中です。（令和８年10月30日現在）
37	すでに夜間に学校の体育館を利用していますが、今後は中学生の地域クラブが優先されるのですか？	中学生の活動機会を確保するため、認定地域クラブが学校施設利用における事前の利用調整に参加することになっていますが、調整の優越的権限を有する訳ではありません。 今後、利用調整に参加される場合は、地域クラブ活動の趣旨をご理解いただき、円滑な調整にご協力いただきますようお願いいたします。
38	地域クラブとして事前登録しましたが、認定申請は改めて必要ですか。	はい。事前登録は「連絡体制の確立」と「地域クラブの概要把握」を目的に実施しており、認定申請が自動的に完了しているわけではありません。 認定申請のあった団体のうち、必要な要件を満たす団体を「認定地域クラブ」として教育委員会で認定決定しています。
39	長期間クラブを休む場合、会費の免除や割引はありますか？	会費および会費支払いのルール等は、各地域クラブが定めるため、所属する地域クラブの会則や運営規約をご確認ください。

洲本市地域クラブ活動に関するQ&A

部活動の地域移行に向けて、よくあるご質問をまとめました



6ページ

No	質問	回答
40	吹奏楽などの活動のために、楽器や備品は学校から持ち出せますか？	学校が貸与可能であると認めた範囲において持ち出しも可能です。なお、「活動ごとに返却し、学校において保管することを必要とするもの」、「長期間学校外に貸し出せるもの」等はそれぞれ分類していますので、別に定める貸与要領に基づいて活用してください。
41	スタートアップ支援補助金とはどのようなものですか？	認定地域クラブが申請し、交付の決定を受けることで活用できる洲本市の補助金です。補助の対象となるのは中学生の受け入れに必要な個人所有物とならない消耗品、備品、事務用品等であり報告書の提出により上限15万円までが補助されます。
42	他市でも認定を受けて活動していますが、補助金を複数の市に申請することはできますか。	複数の市で認定地域クラブとして活動すること自体は問題ありませんが、スタートアップ支援補助金については国や他の地方公共団体から同様の支援を受けることはできません。
43	学校の体育館や運動場を使用する場合、夜間の照明代や光熱費は誰が負担しますか？	学校施設利用ルールに基づき、光熱費の実費の支払いが必要です。利用実績に応じて規定の額が後日地域クラブに請求されます。
44	認定地域クラブになるための申請書は市役所で提出するのですか？	現在市役所の教育委員会窓口で提出いただいておりますが、事前登録済みの地域クラブの皆様には、登録済みの内容の活用が可能な専用フォームでの申請方法を準備中です。なお、その場合でも会則等の添付書類は別途作成していただき、電子データ提出していただく必要がありますのでご注意ください。
45	特別支援学級の生徒でも地域クラブには参加可能ですか？	認定地域クラブの認定要件では、入会にあたり生徒を能力等によって選抜したりしないよう求めており、どなたでも参加可能です。ただし、指導監督体制や活動環境により受け入れ態勢を整えることが難しいことも考えられるため、事前に希望先地域クラブにご相談ください。
46	地域クラブが入会希望生徒に対して合理的配慮を提供する場合、環境整備に対する市の支援策はありますか。	認定地域クラブは福祉課事業における補助金「優しさを育み未来へつむぐ事業（合理的配慮の提供を支援する助成制度）」を活用することが可能です。 詳しくは福祉課障害福祉係までお問い合わせください。

洲本市地域クラブ活動に関するQ&A

部活動の地域移行に向けて、よくあるご質問をまとめました



7ページ

No	質問	回答
47	大会やコンクールを「洲本市文化体育館」等で開催する場合、会場費の免除などはありますか？	認定地域クラブの支援策は学校施設の無償優先利用となっており、広く一般の団体の方が利用されている社会体育施設、社会教育施設等の利用について、現時点で減免する規定はありません。
48	雨天時や警報発表時の活動中止の連絡は、どのように届きますか？	各地域クラブが個別に運用する連絡網（一斉メール、SNSグループチャット等）を通じて保護者へ直接通知されます。
49	スマホを持っていない家庭は、LINEやアプリでの地域クラブ検索や情報収集ができません。紙での案内もありますか？	認定地域クラブ一覧など、一部の情報については紙での周知広報を想定していますが、その他の情報についてはデジタルでの配信を中心に行う予定です。 教育委員会から貸与されている、お子様のGIGAスクール端末からも情報はご覧いただけますので、ぜひご活用ください。